

聖籠町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月18日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町条例第33号

聖籠町手数料条例の一部を改正する条例

(聖籠町手数料条例の一部改正)

第1条 聖籠町手数料条例(平成12年聖籠町条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係)中

「

住民基本台帳カードの交付又は再交付手数料	1件につき 500円
----------------------	------------

」を

「

住民基本台帳カードの交付又は再交付手数料	1件につき 500円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料	1件につき 500円

」に

改める。

第2条 聖籠町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係)中

「

住民基本台帳カードの交付又は再交付手数料	1件につき 500円
----------------------	------------

」を

「

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料	1件につき 800円
--	------------

」に

改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。